

振り込め詐欺による被害のご相談お受けしております

1. 『振り込め詐欺救済法』について

振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の口座に振り込まれ滞留している資金を、被害に遭われた方にお支払いする手続等について定めた法律（以下、『振り込め詐欺救済法』といいます）が平成 20 年 6 月 21 日より施行されました。

当金庫では、振り込め詐欺救済法の定めに基づき、振り込め詐欺等による犯罪被害金の支払い（返還）手続等のご相談をお受けしております。

2. 対象となる犯罪利用口座について

- オレオレ詐欺や架空請求等の振り込め詐欺被害、インターネット・オークション等を利用した詐欺、闇金融等財産を害する犯罪行為で振込先となった預金口座が対象となります。
- 振り込め詐欺等の振込先となった預金口座は、預金保険機構のホームページで順時公告されます。（当金庫のホームページよりリンクできます）

犯罪利用預金口座等に係るご相談お問い合わせ先

会津信用金庫 事務部

電話番号 0242-25-3161

受付期間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

「振り込め詐欺救済法」の詳細および公告につきましては
⇒預金保険機構ホームページへ (<http://www.dic.go.jp/>)